

板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付要綱

令和2年10月9日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、居宅訪問型保育事業者に対し、居宅訪問型保育事業に要する交通費の一部を補助することにより、当該居宅訪問型保育事業を利用する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (2) 居宅訪問型保育事業者 居宅訪問型保育事業を運営する事業者をいう。
- (3) 教育・保育給付認定子ども 板橋区長により子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項、第2号又は第3号に掲げる区分の教育・保育給付認定を受けた法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (4) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、国又は地方公共団体以外が運営する居宅訪問型保育事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、居宅訪問型保育事業者が教育・保育給付認定子どもについて行う居宅訪問型保育事業とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する交通費で、本来、教育・保育給付認定保護者が負担すべき経費のうち、居宅訪問型保育事業者が教育・保育給付認定保護者に対し徴収を行わない経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、居宅訪問型保育事業を利用する教育・保育給付認定子ども1人当

たり月額 20,000 円又は補助対象経費の実支出額のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付申請書(別記第 1 号様式)に、次の書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 所要額内訳書
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付決定)

第 9 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付決定通知書(別記第 2 号様式)により、不適当と認めるものについては板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金不交付決定通知書(別記第 3 号様式)により当該申請者に通知する。

(変更等の申請)

第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金に係る事業変更等承認申請書(別記第 4 号様式。以下「変更申請書」という。)により区長に申請し、その承認を得なければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更等の承認)

第 11 条 区長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付決定変更等承認通知書(別記第 5 号様式)により、不適当と認めるときは板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付決定変更等不承認通知書(別記第 6 号様式)により補助事業者に通知する。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業の適正な遂行を期するため、区長が補助対象事業の進捗状況に係る報告又は帳簿等の提出を求めたときは、適切に対応しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金実績報告書(別記第 7 号様式)に、次の書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 所要額内訳書
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(額の確定)

第 14 条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の審査により、当該報告に係る補助対象事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、第 9 条又は第 11 条で決定した額を上限として実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付額確定通知書(別記第 8 号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付請求書(別記第 9 号様式)により、区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、速やかに補助金を支払う。

(是正のための措置)

第 16 条 区長は、補助対象事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第 17 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象となる事業を中止したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(返還命令)

第 18 条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整理保存)

第 19 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支の事実を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該事業が完了した日(事業の中止又は廃止の承認を得た場合にあっては、その承認を得た日)の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付則

この要綱は区長決定の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
事業者
代表者職氏名

年度 板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金
交付申請書

板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請する。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

所要額内訳書

別記第2号様式（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名
代表者職氏名 様

板橋区長

年度 板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金については、下記により交付する。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 その他

別記第3号様式（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名
代表者職氏名 様

板橋区長

年度 板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金については、下記により不交付とする。

記

- 1 不交付理由
- 2 その他

別記第4号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地
事業者
代表者職氏名

年度 板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金
事業変更等承認申請書

板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、
下記のとおり関係書類を添えて申請する。

記

1 変更後申請額 金 _____ 円

2 既交付決定額 金 _____ 円

3 変更理由

4 添付書類その他

別記第5号様式(第11条関係)

文 書 番 号
年 月 日

事業者名
代表者職氏名 様

板橋区長

年度 板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金
交付決定変更等承認通知書

年 月 日付けで事業変更等承認申請のあった 年度板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金については、下記により承認する。

記

1 変更後申請額 金 _____ 円

2 その他

別記第6号様式(第11条関係)

文 書 番 号
年 月 日

事業者名
代表者職氏名 様

板橋区長

年度 板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金
交付決定変更等不承認通知書

年 月 日付けで事業変更等承認申請のあった 年度板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金については、下記により不承認とする。

記

1 不承認理由

2 その他

別記第7号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
事業者
代表者職氏名

年度 板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金
実績報告書

板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、
下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 実績報告額 金 _____ 円

3 添付書類

所要額内訳書

別記第 8 号様式（第 14 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名
代表者職氏名 様

板橋区長

年度 板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金
交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金については、下記により交付額を確定したので通知する。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

2 その他

別記第 9 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
事業者
代表者職氏名

年度 板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金
交付請求書

板橋区居宅訪問型保育事業利用支援事業費補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、
下記のとおり請求する。

記

1 請求額 金 円